

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
1	花輪字高沢	131	081	018	00	○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
2	花輪字餅野	1-105	081	035	00	
3	花輪字餅野	1-68	081	035	00	
4	花輪字餅野	1-63	081	037	00	○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
5	花輪字餅野	1-6	081	045	00	
6	花輪字餅野	1-7	081	046	00	
7	花輪字餅野	1-29	081	047	00	○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
8	花輪字餅野	1-8	081	049	00	
9	花輪字餅野	1-26	081	050	00	
10	花輪字赤長根	1-77	082	036	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
11	花輪字赤長根	1-105	082	046	00	
12	花輪字沢田	25-4	082	046	00	
13	花輪字沢田	21-1	084	001	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
14	花輪字内山	1-74	084	008	00	
15	花輪字内山	1-87	084	024	00	
16	花輪字宮ノ平	1-104	084	025	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
17	花輪字宮ノ平	1-106	084	027	00	
18	花輪字宮ノ平	1-219	084	027	00	
19	花輪字宮ノ平	1-220	084	029	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
20	花輪字宮ノ平	1-110	084	040	00	
21	花輪字宮ノ平	1-91	084	044	00	
22	花輪字宮ノ平	1-100	084	046	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
23	花輪字宮ノ平	1-103	084	052	00	
24	花輪字宮ノ平	1-117	084	057	00	
25	花輪字内山	1-89	084	069	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
26	花輪字内山	1-103	084	077	00	
27	花輪字内山	1-2	084	077	00	
28	花輪字宮ノ平	1-76	084	085	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
29	花輪字宮ノ平	1-276	084	088	00	
30	花輪字宮ノ平	1-22	084	094	00	

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
31	花輪字宮ノ平	1-21	084	094	00	○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
32	花輪字宮ノ平	1-12	084	102	00	
33	花輪字内山	1-39	084	111	00	
34	花輪字内山	1-38	084	114	00	○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
35	花輪字内山	1-29	084	130	00	
36	花輪字内山	1-23	084	140	00	
37	花輪字内山	1-14	084	146	00	○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
38	花輪字内山	1-106	084	151	00	
39	花輪字内山	1-7	084	156	00	
40	花輪字内山	1-6	084	157	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
41	花輪字宮ノ平	1-7	084	159	00	
42	花輪字赤平	1-24	084	168	00	
43	花輪字赤平	1-60	084	168	00	
44	花輪字地羅野	100-1	084	168	00	
45	花輪字赤平	1-25	084	169	00	
46	花輪字赤平	1-17	084	174	00	
47	花輪字内山	1-58	084	182	00	
48	花輪字赤平	1-31	084	195	00	
49	花輪字宮ノ平	1-163	085	008	00	
50	花輪字宮ノ平	1-166	085	011	00	
51	花輪字宮ノ平	1-170	085	015	00	
52	花輪字宮ノ平	1-181	085	027	00	
53	花輪字宮ノ平	1-184	085	031	00	
54	花輪字宮ノ平	1-145	085	050	00	
55	花輪字乳牛山	2-19	085	059	00	
56	花輪字乳牛山	2-20	085	060	00	
57	花輪字乳牛山	2-24	085	062	00	
58	花輪字乳牛山	2-23	085	063	00	
59	花輪字乳牛山	2-120	085	084	00	
60	花輪字内野	1-99	085	085	00	

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
61	花輪字乳牛山	2-115	085	088	00	○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
62	花輪字乳牛山	2-94	085	096	00	
63	花輪字乳牛山	2-95	085	098	00	
64	花輪字乳牛山	2-92	085	099	00	○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
65	花輪字乳牛山	2-93	085	100	00	
66	花輪字乳牛山	2-90	085	101	00	
67	花輪字乳牛山	2-91	085	102	00	○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
68	花輪字乳牛山	2-48	085	108	00	
69	花輪字乳牛山	2-41	085	113	00	
70	花輪字乳牛山	2-10	085	121	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
71	花輪字乳牛山	2-12	085	124	00	
72	花輪字乳牛山	2-14	085	126	00	
73	花輪字乳牛山	2-15	085	127	00	
74	花輪字乳牛山	2-3	085	131	00	
75	花輪字乳牛山	2-57	085	140	00	
76	花輪字横平	1-117	085	154	00	
77	花輪字横平	1-118	085	154	00	
78	花輪字横平	1-71	085	155	00	
79	花輪字横平	1-63	085	170	00	
80	花輪字横平	1-10	085	177	00	
81	花輪字大森	1-43	085	192	00	
82	花輪字大森	1-40	085	196	00	
83	花輪字柴内容地中	1-39	085	213	00	
84	花輪字大森	1-15	085	219	00	
85	花輪字大森	1-13	085	221	00	
86	花輪字大森	1-10	085	224	00	
87	花輪字大森	1-6	085	227	00	
88	花輪字大森	1-3	085	229	00	
89	花輪字横平	1-16	085	246	00	
90	花輪字横平	1-17	085	247	00	

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
91	花輪字横平	1-18	085	248	00	○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
92	花輪字横平	1-19	085	250	00	
93	花輪字横平	1-20	085	251	00	
94	花輪字横平	1-21	085	252	00	
95	花輪字横平	1-27	085	258	00	○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
96	花輪字横平	1-30	085	260	00	
97	花輪字与力堂	1-63	085	306	00	
98	花輪字与力堂	1-70	085	313	00	
99	花輪字与力堂	1-72	085	314	00	○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
100	花輪字与力堂	1-4	085	319	00	
101	花輪字与力堂	1-5	085	319	00	
102	花輪字与力堂	1-55	085	323	00	
103	花輪字与力堂	1-3	085	324	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
104	花輪字与力堂	1-47	085	331	00	
105	花輪字与力堂	1-49	085	333	00	
106	花輪字与力堂	1-20	085	341	00	
107	花輪字与力堂	1-21	085	342	00	
108	花輪字与力堂	1-23	085	343	00	
109	花輪字横平	1-86	085	347	00	
110	花輪字横平	1-83	085	350	00	
111	花輪字横平	1-82	085	351	00	
112	花輪字横平	1-81	085	352	00	
113	花輪字横平	1-80	085	353	00	
114	花輪字内野	1-87	085	385	00	
115	花輪字内野	1-80	085	393	00	
116	花輪字内野	1-79	085	394	00	
117	花輪字内野	1-78	085	395	00	
118	花輪字内野	1-75	085	398	00	
119	花輪字内野	1-71	085	402	00	
120	花輪字内野	1-65	085	408	00	

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
121	花輪字内野	1-64	085	409	00	○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
122	花輪字内野	1-56	085	410	00	
123	花輪字内野	1-63	085	411	00	
124	花輪字内野	1-58	085	412	00	○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
125	花輪字内野	1-59	085	414	00	
126	花輪字内野	1-53	085	417	00	
127	花輪字内野	1-51	085	424	00	○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
128	花輪字内野	1-48	085	427	00	
129	花輪字内野	1-47	085	428	00	
130	花輪字内野	1-46	085	429	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
131	花輪字内野	1-43	085	433	00	
132	花輪字内野	1-41	085	435	00	
133	花輪字内野	1-35	085	442	00	
134	花輪字内野	1-34	085	443	00	
135	花輪字内野	1-33	085	444	00	
136	花輪字内野	1-28	085	450	00	
137	花輪字蟹沢	3-50	085	451	00	
138	花輪字内野	1-26	085	452	00	
139	花輪字内野	1-24	085	455	00	
140	花輪字内野	1-22	085	456	00	
141	花輪字内野	1-23	085	456	00	
142	花輪字内野	1-21	085	457	00	
143	花輪字内野	1-18	085	461	00	
144	花輪字内野	1-17	085	463	00	
145	花輪字内野	1-15	085	467	00	
146	花輪字内野	1-13	085	473	00	
147	花輪字内野	1-11	085	477	00	
148	花輪字内野	1-10	085	478	00	
149	花輪字内野	1-8	085	480	00	
150	花輪字内野	1-5	085	483	00	

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
151	花輪字内野	1-3	085	484	00	○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
152	花輪字内野	1-6	085	489	00	
153	花輪字不動平	1-17	086	002	00	
154	花輪字蟹沢	3-37	086	021	00	○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
155	花輪字蟹沢	3-18	086	034	00	
156	花輪字蟹沢	3-12	086	045	00	
157	花輪字大曲平	1-31	086	055	00	○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
158	花輪字大曲平	1-32	086	055	00	
159	花輪字大曲平	1-33	086	055	00	
160	花輪字大曲平	1-42	086	055	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
161	花輪字大曲平	1-39	086	056	00	
162	花輪字大曲平	1-44	086	056	00	
163	花輪字大曲平	1-52	086	057	00	
164	花輪字大曲平	1-30	086	058	00	
165	花輪字不動沢	20-1	087	016	00	
166	花輪字不動沢	21-1	087	016	00	
167	花輪字不動沢	17-1	087	023	00	
168	花輪字柴内山	28	087	029	00	
169	花輪字柴内山	29	087	029	00	
170	花輪字柴内山	48-2	087	029	00	
171	花輪字柴内山	23	087	030	00	
172	花輪字柴内山	27	087	031	00	
173	花輪字柴内山	36	087	032	00	
174	花輪字柴内山	39	087	032	00	
175	花輪字柴内山	41	087	032	00	
176	花輪字柴内山	43	087	032	00	
177	花輪字柴内山	47	087	032	00	
178	花輪字柴内山	34	087	033	00	
179	花輪字柴内山	46	087	048	00	
180	花輪字柴内山	13	087	052	00	

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
181	花輪字柴内山	10	087	054	00	○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
182	花輪字柴内山	7	087	057	00	
183	花輪字柴内山	17	087	058	00	
184	花輪字柴内山	19	087	058	00	
185	花輪字案内	42-1	088	017	00	○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
186	花輪字赤坂	60-17	088	031	00	
187	花輪字赤坂	60-18	088	031	00	
188	花輪字赤坂	60-20	088	031	00	
189	花輪字赤坂	60-15	088	033	00	○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
190	花輪字赤坂	60-16	088	033	00	
191	花輪字赤坂	75-1	088	037	00	
192	花輪字赤坂	65-1	088	038	00	
193	花輪字案内	26-197	088	039	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
194	花輪字案内	26-9	088	039	00	
195	花輪字案内	27-1	088	042	00	
196	花輪字案内	28-1	088	043	00	
197	花輪字案内	31-1	088	044	00	
198	花輪字案内	35-2	088	044	00	
199	花輪字案内	26-52	088	050	00	
200	花輪字案内	26-80	088	059	00	
201	花輪字案内	26-81	088	059	00	
202	花輪字案内	32-1	088	061	00	
203	花輪字案内	23-5	088	063	00	
204	花輪字案内	24-1	088	063	00	
205	花輪字案内	25-1	088	063	00	
206	花輪字案内	26-21	088	063	00	
207	花輪字案内	26-4	088	063	00	
208	花輪字案内	23-1	088	066	00	
209	花輪字案内	17-1	088	068	00	
210	花輪字案内	74-1	088	075	00	

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
211	花輪字案内	81	088	079	00	○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
212	花輪字甘露	192	092	009	00	
213	花輪字甘露	193	092	010	00	
214	花輪字甘露	198	092	016	00	○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
215	花輪字甘露	200	092	018	00	
216	花輪字甘露	201	092	019	00	
217	花輪字甘露	202	092	020	00	○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
218	花輪字甘露	179	092	025	00	
219	花輪字甘露	178	092	026	00	
220	花輪字甘露	177	092	027	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
221	花輪字甘露	176	092	028	00	
222	花輪字甘露	175	092	029	00	
223	花輪字甘露	174	092	030	00	
224	花輪字甘露	173	092	031	00	
225	花輪字甘露	170	092	034	00	
226	花輪字甘露	169	092	035	00	
227	花輪字甘露	167	092	037	00	
228	花輪字甘露	166	092	038	00	
229	花輪字甘露	165	092	040	00	
230	花輪字甘露	207	092	041	00	
231	花輪字甘露	250	092	048	00	
232	花輪字甘露	254	092	050	00	
233	花輪字甘露	256	092	054	00	
234	花輪字甘露	240	092	061	00	
235	花輪字甘露	237	092	066	00	
236	花輪字甘露	236	092	067	00	
237	花輪字甘露	235	092	068	00	
238	花輪字甘露	143	092	071	00	
239	花輪字甘露	142	092	072	00	
240	花輪字甘露	140	092	074	00	

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
241	花輪字甘露	139	092	075	00	○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
242	花輪字甘露	138	092	076	00	
243	花輪字甘露	134	092	079	00	
244	花輪字甘露	133	092	080	00	
245	花輪字甘露	130	092	083	00	
246	花輪字甘露	162	092	094	00	○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
247	花輪字甘露	148	092	137	00	
248	花輪字甘露	265	092	162	00	
249	花輪字甘露	266	092	163	00	
250	花輪字甘露	268	092	167	00	
251	花輪字甘露	97-62	092	173	00	○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
252	花輪字甘露	97-58	092	177	00	
253	花輪字甘露	97-56	092	179	00	
254	花輪字甘露	97-54	092	181	00	
255	花輪字甘露	97-49	092	186	00	
256	花輪字甘露	97-48	092	187	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
257	花輪字甘露	97-47	092	188	00	
258	花輪字甘露	97-45	092	189	00	
259	花輪字甘露	125	092	191	00	
260	花輪字甘露	124	092	192	00	
261	花輪字甘露	123	092	193	00	
262	花輪字甘露	97-24	092	200	00	
263	花輪字甘露	97-32	092	208	00	
264	花輪字甘露	97-33	092	209	00	
265	花輪字甘露	97-38	092	213	00	
266	花輪字甘露	97-40	092	216	00	
267	花輪字稻荷川原	21-8	092	254	00	
268	花輪字稻荷川原	21-9	092	254	00	
269	花輪字張渡	100	092	267	00	
270	花輪字張渡	74	092	269	00	

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
271	花輪字稲荷川原	17	092	273	00	○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
272	花輪字稲荷川原	21-12	092	283	00	
273	花輪字稲荷川原	21-75	092	294	00	
274	花輪字稲荷川原	21-82	092	298	00	○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
275	花輪字稲荷川原	21-85	092	301	00	
276	花輪字稲荷川原	21-86	092	302	00	
277	花輪字稲荷川原	21-61	092	305	00	○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
278	花輪字稲荷川原	21-63	092	307	00	
279	花輪字稲荷川原	21-66	092	310	00	
280	花輪字稲荷川原	21-67	092	311	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
281	花輪字稲荷川原	21-69	092	313	00	
282	花輪字稲荷川原	21-23	092	320	00	
283	花輪字稲荷川原	21-31	092	326	00	
284	花輪字稲荷川原	21-35	092	328	00	
285	花輪字稲荷川原	21-42	092	333	00	
286	花輪字稲荷川原	21-43	092	334	00	
287	花輪字稲荷川原	21-137	092	336	00	
288	花輪字稲荷川原	21-116	092	339	00	
289	花輪字稲荷川原	21-47	092	340	00	
290	花輪字稲荷川原	21-49	092	342	00	
291	花輪字稲荷川原	21-50	092	343	00	
292	花輪字稲荷川原	21-122	092	345	00	
293	花輪字稲荷川原	21-55	092	346	00	
294	花輪字稲荷川原	21-142	092	411	00	
295	花輪字稲荷川原	21-93	092	415	00	
296	花輪字中ノ崎	49-1	093	058	00	
297	花輪字中ノ崎	72-2	093	058	00	
298	花輪字火附森	30	093	066	00	
299	花輪字張渡	38-1	093	067	00	
300	花輪字火附森	23-2	093	070	00	

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
301	花輪字火附森	1-2	093	071	00	○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
302	花輪字火附森	17-1	093	072	00	
303	花輪字火附森	1-1	093	074	00	
304	花輪字下沢田	46-1	093	083	00	○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
305	花輪字下沢田	43-4	093	085	00	
306	花輪字孫右エ門館	28-2	093	095	00	
307	花輪字孫右エ門館	16	093	096	00	○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
308	花輪字孫右エ門館	22	093	096	00	
309	花輪字孫右エ門館	15-1	093	102	00	
310	花輪字孫右エ門館	17-4	093	103	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
311	花輪字孫右エ門館	17-5	093	103	00	
312	花輪字孫右エ門館	1-4	093	106	00	
313	花輪字孫右エ門館	14-2	093	107	00	
314	花輪字孫右エ門館	15-4	093	108	00	
315	花輪字火附森	57-1	093	110	00	
316	花輪字火附森	44-1	093	114	00	
317	花輪字火附森	47-1	093	115	00	
318	花輪字下沢田	6	093	125	00	
319	花輪字張渡	11-1	093	140	00	
320	花輪字張渡	11-64	093	142	00	
321	花輪字張渡	11-54	093	143	00	
322	花輪字張渡	11-63	093	143	00	
323	花輪字張渡	11-49	093	144	00	
324	花輪字張渡	11-65	093	145	00	
325	花輪字張渡	18	093	146	00	
326	花輪字張渡	45-1	093	148	00	
327	花輪字張渡	11-66	093	152	00	
328	花輪字張渡	11-67	093	153	00	
329	花輪字張渡	19-2	093	154	00	
330	花輪字張渡	17	093	155	00	

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
331	花輪字張渡	11-35	093	156	00	○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
332	花輪字張渡	11-79	093	161	00	
333	花輪字張渡	12	093	162	00	
334	花輪字張渡	11-27	093	164	00	○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
335	花輪字張渡	11-22	093	169	00	
336	花輪字下頭無	48	093	182	00	
337	花輪字下頭無	47	093	183	00	○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
338	花輪字下頭無	62-17	093	187	00	
339	花輪字下頭無	62-18	093	187	00	
340	花輪字下頭無	62-14	093	189	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
341	花輪字下頭無	62-15	093	189	00	
342	花輪字下頭無	62-16	093	190	00	
343	花輪字張渡	11-13	093	198	00	
344	花輪字張渡	11-7	093	204	00	
345	花輪字張渡	11-6	093	205	00	
346	花輪字張渡	11-20	093	207	00	
347	花輪字張渡	11-29	093	208	00	
348	花輪字張渡	11-28	093	212	00	
349	花輪字張渡	61	093	214	00	
350	花輪字張渡	11-37	093	217	00	
351	花輪字張渡	11-38	093	218	00	
352	花輪字張渡	57	093	218	00	
353	花輪字張渡	58	093	218	00	
354	花輪字張渡	11-39	093	219	00	
355	花輪字張渡	11-41	093	221	00	
356	花輪字張渡	51	093	223	00	
357	花輪字張渡	11-45	093	225	00	
358	花輪字張渡	11-48	093	227	00	
359	花輪字張渡	47	093	227	00	
360	花輪字張渡	48	093	227	00	

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
361	花輪字張渡	94	093	230	00	○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
362	花輪字張渡	96	093	230	00	
363	花輪字上ハ台	1-59	093	233	00	
364	花輪字上ハ台	1-58	093	234	00	○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
365	花輪字上ハ台	1-56	093	238	00	
366	花輪字上ハ台	1-54	093	241	00	
367	花輪字上ハ台	1-33	093	244	00	○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
368	花輪字上ハ台	1-29	093	251	00	
369	花輪字上ハ台	1-27	093	255	00	
370	花輪字上ハ台	1-26	093	256	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
371	花輪字上ハ台	1-25	093	257	00	
372	花輪字上ハ台	1-20	093	262	00	
373	花輪字上ハ台	1-65	093	268	00	
374	花輪字上ハ台	1-61	093	272	00	
375	花輪字上ハ台	1-73	093	272	00	
376	花輪字上ハ台	1-71	093	276	00	
377	花輪字張渡	11-5	093	290	00	
378	花輪字張渡	11-8	093	291	00	
379	花輪字柏木森	46-1	093	302	00	
380	花輪字柏木森	31-3	093	303	00	
381	花輪字柏木森	55-1	093	324	00	
382	花輪字月竹沢	61-1	094	008	00	
383	花輪字上ハ台	1-17	094	023	00	
384	花輪字上ハ台	1-11	094	029	00	
385	花輪字上ハ台	1-9	094	030	00	
386	花輪字上ハ台	1-8	094	032	00	
387	花輪字上ハ台	1-7	094	034	00	
388	花輪字甘藷	232	094	052	00	
389	花輪字甘藷	220	094	059	00	
390	花輪字甘藷	208	094	064	00	

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
391	花輪字甘藷	209	094	064	00	○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
392	花輪字甘藷	180	094	065	00	
393	花輪字甘藷	181	094	070	00	
394	花輪字甘藷	221	094	075	00	
395	花輪字甘藷	28	094	099	00	○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
396	花輪字甘藷	94-2	094	141	00	
397	花輪字月竹沢	62-3	094	144	00	
398	花輪字月竹沢	62-6	094	148	00	
399	花輪字月竹沢	62-7	094	148	00	○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
400	花輪字月竹沢	62-12	094	153	00	
401	花輪字月竹沢	62-16	094	154	00	
402	花輪字月竹沢	62-17	094	154	00	
403	花輪字月竹沢	62-18	094	155	00	○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
404	花輪字月竹沢	62-15	094	156	00	
405	花輪字月竹沢	62-20	094	157	00	
406	花輪字月竹沢	62-25	094	162	00	
407	花輪字月竹沢	62-26	094	163	00	
408	花輪字月竹沢	62-27	094	164	00	
409	花輪字月竹沢	62-28	094	165	00	
410	花輪字月竹沢	62-32	094	170	00	
411	花輪字月竹沢	62-33	094	171	00	
412	花輪字月竹沢	62-35	094	173	00	
413	花輪字甘藷	44-38	094	185	00	
414	花輪字甘藷	44-33	094	191	00	
415	花輪字甘藷	44-30	094	195	00	
416	花輪字甘藷	44-14	094	214	00	
417	花輪字甘藷	44-11	094	216	00	
418	花輪字甘藷	44-10	094	217	00	
419	花輪字柏木森	3-1	094	224	00	
420	花輪字甘藷	48	094	240	00	